

日医発第 407 号 (情シ) (保険)
令和 8 年 5 月 27 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

医療費助成のオンライン資格確認ができなかった時の代替措置について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

日医発第 325 号 (情シ) (保険) 令和 8 年 5 月 12 日「医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する補助金の令和 8 年度の申請受付の開始について」にて、令和 8 年度の医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する補助金についてお知らせしましたが、今般、医療費助成のオンライン資格確認ができなかった時の代替措置についての周知依頼が厚生労働省より本会宛てに参りました。

マイナンバーカードを活用した医療費助成のオンライン資格確認について、既にご参加いただいている自治体・制度においては、医療機関等の窓口でマイナ保険証をカードリーダーにかざすことにより、医療費助成の資格確認を行うことができるとともに、利用者はマイナポータルにおいて医療受給者証の情報を確認できるようになっています。

これまで、マイナ保険証をカードリーダーにかざした際、機器の不具合等の何らかの事情により読み取りができず、資格確認が行えなかった場合には、医療保険 (※) とは異なり、医療費助成においては、マイナポータルによる対応はできず、紙の医療受給者証の提示が必要となっていました。

今般、令和 8 年度末には 1,400 を超える自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入予定であることを踏まえ、利用者の利便性向上の観点から、令和 8 年 5 月 25 日より、マイナポータルにおける医療受給者証の表示画面を見直し、マイナポータルによる代替措置を可能とすることとなりました。

(※) 医療保険においては、「マイナンバーカード及びマイナポータル画面の提示」(マイナンバーカードを搭載したスマートフォンのみを所持している場合には、その場でログインの上、マイナポータル画面のみの提示) による代替措置により、資格確認を行うことが可能とされています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【医療費助成のオンライン資格確認ができなかった時の確認方法】

■従来(令和8年5月24日まで)の確認方法

マイナポータルによる対応はできず、紙の医療受給者証の提示だけが代替措置として認められていました。

■令和8年5月25日以降の確認方法

従来の紙の医療受給者証の提示の他、マイナポータルによる医療受給者証の情報の提示も代替措置として認められます。

【医療費助成のオンライン資格確認ができなかった時の代替措置についての問い合わせ先】

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室

E-mail : jousan@mhlw.go.jp

【医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化の概要】

医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化の概要については下記のサイトをご確認ください。

https://iryohokeniyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011207

【オンライン資格確認のトラブルや操作方法についての問い合わせ先】

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583 (通話無料)

月曜日～金曜日(祝日を除く) 8:00～18:00

土曜日(祝日を除く) 8:00～16:00

【別添資料】

- ・事務連絡：医療費助成のオンライン資格確認ができなかった時の代替措置について

事 務 連 絡
令和 8 年 5 月 22 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室

医療費助成のオンライン資格確認ができなかった時の代替措置について

厚生労働行政につきまして、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

マイナンバーカードを活用した医療費助成（公費負担医療及び地方単独医療費助成をいう。以下同じ。）のオンライン資格確認については、令和 8 年度中に全国規模での導入を目指しているところです。

当該事業に先行実施として既にご参加いただいている自治体・制度においては、医療機関等の窓口でマイナ保険証をカードリーダーにかざすことにより、医療費助成の資格確認を行うことができるとともに、利用者はマイナポータルにおいて医療受給者証の情報を確認できるようになっています。

これまで、マイナ保険証をカードリーダーにかざした際、機器の不具合等の何らかの事情により読み取りができず、資格確認が行えなかった場合には、医療保険（※）とは異なり、マイナポータルによる対応はできず、医療費助成においては紙の医療受給者証の提示が必要となっていました。

今般、令和 8 年度末には 1,400 を超える自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入予定であることを踏まえ、利用者の利便性向上の観点から、令和 8 年 5 月 25 日より、マイナポータルにおける医療受給者証の表示画面を見直し、マイナポータルによる代替措置を可能とすることとしました。

貴会におかれましては、本件について御了知いただくとともに、貴会会員に対する周知に御協力くださいますようお願いいたします。なお、本見直し内容については、関係省庁及び関係部局と協議済みであることを申し添えます。

また、マイナポータルにおける健康保険証の表示画面についても、マイナンバーカードを搭載したスマートフォンのみを持参した場合に対応できるよう、記載の見直しを行いますので、あわせて御承知おきください。

（※）医療保険においては、「マイナンバーカード及びマイナポータル画面の提示」（マイナンバーカードを搭載したスマートフォンのみを所持している場合には、その場でログインの上、マイナポータル画面のみの提示）による代替措置により、資格確認を行うことが可能とされています。

【照会先】

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室

E-mail : jousan@mhlw.go.jp

マイナ保険証による医療費助成の資格確認方法 ※現行

- 何らかの事情によりマイナンバーカード（スマートフォンを含む）が読み取れずマイナ保険証で資格確認が行えなかった場合、医療保険においては、マイナンバーカードとマイナポータルの資格情報の画面またはPDF（マイナンバーカードを搭載したスマートフォンの場合はその場でマイナポータルにログインし、表示された当該画面のみ）を提示するという代替措置で資格確認が可能。
- 他方で、医療費助成においては、代替措置が設けられておらず、医療受給者証を持参していない場合は現物給付を受けることができない状況。

マイナンバーカードか、マイナ保険証として利用可能なスマートフォンをカードリーダーにかざす

マイナンバーカードを持っていない方の場合

確認できた【問題なし】

先行実施※1 未参加

先行実施※1 参加

資格確認書

資格確認書	有効期限
山田太郎	XXXX
山田太郎	XXXX
山田太郎	XXXX
山田太郎	XXXX
山田太郎	XXXX
山田太郎	XXXX
山田太郎	XXXX
山田太郎	XXXX
山田太郎	XXXX
山田太郎	XXXX

+

医療受給者証

子ども医療費受給者証	
公費負担者番号	XXXX
受給者番号	XXXX
受給者氏名	山田太郎
子ども氏名	山田花子
有効期間	XXXX
発行機関	XXXX
交付年月日	XXXX

マイナ保険証

マイナンバーカード or スマートフォン

+

医療受給者証

子ども医療費受給者証	
公費負担者番号	XXXX
受給者番号	XXXX
受給者氏名	山田太郎
子ども氏名	山田花子
有効期間	XXXX
発行機関	XXXX
交付年月日	XXXX

マイナ保険証 + PMH※2

マイナンバーカード or スマートフォン

+

医療受給者証

※ 患者が提供同意した医療費受給者証が対象

何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

マイナポータル画面（医療保険）

（マイナンバーカードの場合） or （スマートフォンの場合）

+

医療受給者証

子ども医療費受給者証

公費負担者番号	XXXX
受給者番号	XXXX
受給者氏名	山田太郎
子ども氏名	山田花子
有効期間	XXXX
発行機関	XXXX
交付年月日	XXXX

+

マイナポータルの資格情報の画面またはPDFを提示

医療費助成側のマイナポータル画面では

※この画面を医療機関等に提示しても、紙の受給者証の代わりとして利用することはできません。

と表示されている

※1 医療費助成の受給資格を医療機関等でオンラインにより確認できる仕組みを、一部地域・医療機関等で先行して導入する取組

※2 Public Medical Hub：自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム

マイナ保険証による医療費助成の資格確認方法 ※見直し後

- 令和8年度末には、1,400を超える自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入予定であり、利用者の利便性向上の観点から、代替措置を設けることとしたい。
- 代替措置については、医療保険の代替措置を踏まえ、マイナンバーカードとマイナポータルにログインし、表示された医療受給者証の画面（マイナンバーカードを搭載したスマートフォンの場合）を提示する方法としたい。

マイナンバーカードか、マイナ保険証として利用可能なスマートフォンをカードリーダーにかざす

【取り扱い変更なし】！

マイナンバーカードを持っていない方の場合

確認できた【問題なし】

先行実施 未参加

先行実施 参加

資格確認書

有効期限	XXXX
資格確認番号	XXXX
氏名	山田太郎
負担割合	3割
保険者名	●●組合

医療受給者証

子ども医療費受給者証	XXXX
公費負担者番号	XXXX
受給者番号	XXXX
受給者氏名	山田太郎
子ども氏名	山田花子
有効期間	XXXX
発行機関	XXXX
交付年月日	XXXX

マイナ保険証 + 医療受給者証

マイナンバーカード + 医療受給者証

マイナポータル画面 (マイナ保険証 + PMH)

スマートフォン画面 (マイナ保険証 + PMH)

※患者が提供同意した医療費受給者証が対象

マイナ保険証 + PMH

マイナンバーカード + PMH

スマートフォン画面 (マイナ保険証 + PMH)

スマートフォン画面 (マイナ保険証 + PMH)

※患者が提供同意した医療費受給者証が対象

何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合

マイナポータル画面 (医療保険・医療受給者証)

(マイナンバーカードの場合)

医療受給者証の資格情報

有効期限	XXXX
氏名	山田太郎
負担割合	3割
保険者名	●●組合

+

医療受給者証の資格情報

子ども氏名	山田花子
有効期間	XXXX

+

マイナポータル画面 (医療受給者証)

(スマートフォンの場合)

医療受給者証の資格情報

有効期限	XXXX
氏名	山田太郎
負担割合	3割
保険者名	●●組合

+

医療受給者証の資格情報

子ども氏名	山田花子
有効期間	XXXX

その場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示

※紙の医療受給者証により資格確認を実施することも可能
 ※再診等の患者で、マイナポータル画面の提示ができない場合は、患者への口頭確認（医療保険と同様の対応）

マイナポータルにおける医療受給者証の表示画面（新旧）

<現行>

電話番号



PMH特記事項

(自己負担上限種別またぎの合算条件)医科歯科入外、医科歯科入院、医科歯科外来、薬局、医科入外、医科入院、医科外来、歯科入外、歯科入院、歯科外来、訪問看護は合算管理の対象である。

※ この画面を医療機関等で提示しても、紙の受給者証の代わりとして利用することはできません。

<修正後> ※令和8年5月25日以降

上、相定日立又療医療機関「以下」相定医療機関という。)で認定を受けた医療を受診する場合は、被保険者証とともに必ずこの証を窓口
に提示してください。

※ 医療機関・薬局等でマイナ保険証の読み取りができない場合、この画面とマイナバンパーカードをセットで提示することで受付ができます。
また、マイナバンパーカードを搭載したスマートフォンのみをお持ちの場合は、その場でマイナポータルにログインして、この画面のみを提示することで受付ができます。

その他の記録

マイナポータルにおける健康保険証の表示画面（新旧）

<現行>

マイナバンカードの健康保険証利用

登録済

利用登録状況

医療機関・薬局でマイナバンカードを受付に提示できません。
[医療機関・薬局でのご利用方法](#)

令和5年12月24日時点

資格情報

資格情報をPDFで保存

医療機関・薬局でマイナバンカードの読み取りができない場合、この画面もしくは資格情報のPDFとマイナバンカードをセットで提示すると受付ができます。

iPhone (Safari) でのファイル保存方法



<修正後> ※令和8年5月25日以降

マイナバンカードの健康保険証利用

登録済

利用登録状況

医療機関・薬局でマイナバンカードを受付に提示できません。
[医療機関・薬局でのご利用方法](#)

令和5年12月24日時点

資格情報

資格情報をPDFで保存 **V** を押下するとアコーディオンが開く **F** で保存

医療機関・薬局等でマイナ保険証の読み取りができない場合に活用できます

iPhone (Safari) でのファイル保存方法

医療機関・薬局等でマイナ保険証の読み取りができない場合、この画面または資格情報のPDFファイルとマイナバンカードをセットで提示することで受付ができます。

また、マイナバンカードを搭載したスマートフォンのみをお持ちの場合は、その場でマイナポータルにログインして、この画面のみを提示することで受付ができます。

区分 一般

記号 1234567890